

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3276号)

令和7年11月21日

横 情 審 答 申 第 3276 号

令 和 7 年 11 月 21 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する
同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年12月27日総人第1356号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（１）「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導
の終了について（令和5年度 教職第180号）の起案用紙及び添付資料（令和
4年11月1日付総人第1015号にて開示した文書を除く）（２）職員との面談
記録（令和4年11月1日付総人第1015号にて開示した文書を除く）」の保有
個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「（１）「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導の終了について（令和５年度 教職第180号）の起案用紙及び添付資料（令和４年11月１日付総人第1015号にて開示した文書を除く）（２）職員との面談記録（令和４年11月１日付総人第1015号にて開示した文書を除く）」の保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表２に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和５年11月７日付で行った上記１記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第１項第７号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

不開示とした部分は、個別指導が必要な職員であるか否かを判断するため、職員との面談内容などが詳細かつ具体的に記載されており、開示することにより、職場の環境調整に支障を来し、職員が通常に業務を行えなくなる等、円滑な職場運営に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、不開示部分を開示することにより、個別指導責任者及び個別指導記録作成者が職員の心情等に配慮し、職員に個別指導が必要であるか否かの判断をちゅうちょする、面談記録等に記載する内容を職員に開示しても支障のない範囲に抑制する等により、正確な情報を把握できないおそれがある。

したがって、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがある。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件処分の決定通知書の不開示とする根拠規定を適用する理由が全て不当である。
- (3) 不開示とする合理的理由の記載がなく、本件処分は不当である。

5 審査会の判断

- (1) 支障行動のある職員への対応等に係る事務について

横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、支障行動のある職員への対応に関する要綱（平成17年10月制定。以下「要綱」という。）に基づき、円滑な職場運営を阻害する要因となる行動（以下「支障行動」という。）のある職員のうち、日常的な職場指導によっても支障行動の改善が見込まれず、個別に指導（以下「個別指導」という。）その他の措置を必要とする職員への対応を実施している。

要綱の対象となる職員（以下「対象職員」という。）が所属する区局の長は、個別指導の実施に当たり個別指導責任者及び個別指導記録作成者を選任し、個別指導の開始から一定期間経過後に、支障行動の原因を確認しなければならない。

個別指導の開始から一定期間が経過し、対象職員の支障行動が改善された場合は、対象職員が所属する区局の長は、総務局長と協議し、文書で告知した上で個別指導を中断又は終了し、支障行動が改善されないと認められる等の場合は、横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号）に基づく降任又は分限免職の手続を行う。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、「「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導の終了について」（令和5年度教職第180号）のうち、起案用紙及び告知書、対象職員（審査請求人）の情報、個別指導記録並びに個別指導に係る対象職員との面談記録（以下「対象職員との面談記録」という。）である。

当審査会で見分したところ、個別指導記録及び対象職員との面談記録のうち、審査請求人以外の職員の氏名及び役職（以下「不開示部分1」という。）、審査請求人に係る評価及び所見（以下「不開示部分2」という。）並びに別表1に掲げる審査請求人以外の職員から収集した審査請求人に係る情報（以下「不開示部分3」という。）が不開示とされている。

- (3) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は

事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分 1 について

不開示部分 1 には、個別指導記録作成者が個別指導に当たり記録した、支障行動の対象となる特定個人の氏名又は肩書が記載されている。

したがって、開示することにより、特定個人に対する更なる支障行動を助長し、又は職場の人間関係に影響を生じさせないために行う職場の環境調整に支障を来し、職員が通常に業務を行えなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

ウ 不開示部分 2 及び不開示部分 3 について

- (ア) 不開示部分 2 は、開示することにより、審査請求人の認識と異なっていた場合に上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

ただし、別表 2 に掲げる部分については、外観的又は客観的に確認できる事実が記載されており、開示することにより、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず、開示すべきである。

- (イ) 実施機関は本件処分において、不開示部分 3 を不開示部分 2 と同一の理由で不開示とするが、不開示部分 3 は、審査請求人以外の職員から収集した情報であり、審査請求人に係る評価及び所見とはいえない。

しかし、不開示部分 3 は、開示することにより、審査請求人からの発言や支障行動を心配し、上司に正確な情報提供を行うことをちゅうちょするなど正確な情報が収集できなくなり、適切な判断を下せなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、不開示部分 3 は、本号柱書に該当する。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表 2 に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表 1

保有個人情報	不開示部分のうち審査請求人以外の職員から収集した審査請求人に係る情報等
個別指導記録	5 頁目の12月15日備考欄の不開示部分
	7 頁目の 1 月16日備考欄の不開示部分
	8 頁目の 1 月20日備考欄の不開示部分
	13頁目の 4 月 7 日午後欄の不開示部分
	13頁目の 4 月17日午後欄の不開示部分
	14頁目の 5 月 1 日午前欄の不開示部分
	14頁目の 5 月10日午前欄の不開示部分
	14頁目の 5 月11日午前欄の不開示部分のうち 1 行目
	15頁目の 6 月12日午前欄の不開示部分のうち 4 行目以降及び午後欄不開示部分
	15頁目の 6 月14日午後欄の不開示部分
	15頁目の 6 月15日午後欄の不開示部分

別表 2

保有個人情報	実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき部分
個別指導記録	1 頁目の10月 5 日午後の記録のうち、10行目の18文字目から文末まで
	7 頁目の 1 月18日午後の記録のうち、 5 行目の14文字目から文末まで
	8 頁目の 1 月20日午前の記録のうち、 3 行目の21文字目から文末まで
	8 頁目の 1 月24日午前の記録のうち、 4 行目の 3 文字目から文末まで
	9 頁目の 2 月 1 日午後の記録のうち、 1 行目の13文字目から文末まで
	9 頁目の 2 月 3 日午前の記録のうち、 1 行目の27文字目から文末まで
	10頁目の 2 月20日午前の記録のうち、 3 行目の 2 文字目から文末まで
	10頁目の 2 月24日午後の記録のうち、 2 行目の22文字目から文末まで
	10頁目の 2 月28日午前の記録のうち、 1 行目の14文字目から文末まで
	11頁目の 3 月13日午後の記録のうち、 4 行目の25文字目から文末まで
	11頁目の 3 月15日午後の記録のうち、 5 行目の21文字目から 6 行目の 2 文字目まで
	11頁目の 3 月16日午前の記録のうち、 4 行目の 4 文字目から文末まで
対象職員との 面談記録	令和 5 年 1 月24日の記録のうち、 2 頁目の32行目の33文字目から文末まで
	令和 5 年 3 月 1 日の記録のうち、 2 頁目の 3 行目の14文字目から文末まで

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 12 月 27 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 1 月 29 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 7 月 23 日 (第399回第一部会)	・ 審議
令 和 7 年 8 月 27 日 (第400回第一部会)	・ 審議
令 和 7 年 9 月 19 日 (第401回第一部会)	・ 審議
令 和 7 年 10 月 22 日 (第402回第一部会)	・ 審議